

# 一般社団法人社会運勢学会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は一般社団法人社会運勢学会と称す。英文では、**Sociological Association Force and Energy**（略語：SAFE）と称す。

(事務所)

第2条 本学会は、主たる事務所を本学会が一般社団法人として法人登記された住所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本学会は、気学、及び社会運勢学の研究及び普及を通じて、人間一人一人の生活環境や意識の向上を図り、社会全体に貢献できる人材の育成を目的とする。

(事業)

第4条 本学会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 気学、及び社会運勢学の研究、情報提供、普及、発展
2. 気学、及び社会運勢学の知識を用いた自己啓発、企業経営管理、教育活動
3. 気学、及び社会運勢学に関する鑑定を正しく行うことの出来る講師の育成
4. 前各号に関わるセミナーの主催、運営
5. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

### 第3章 会員

#### (本会の構成員)

第5条 本学会は、次条の規定により本学会の会員となったものをもって構成する。会員とは本学会法人定款上の社員であり、また、本学会の理念・目的に賛同し入会した個人である。

#### (会員の資格の取得)

第6条 本学会の会員になろうとする者は、入会申込書を本学会運営事務局に提出して理事会の承認を受けなければならない。その際、会員になった時及び毎年、別に定める入会金及び会費規程に従って、入会金及び年会費を支払う義務を負う。

#### (会員会費)

第7条 会員は、次の入会費、年会費を本学会に納めることでその資格を有するものとする。

入会金(初年度のみ) ¥3,000 | 年会費 ¥5,500 (内、事務手数料¥500)

#### (会員の権利)

第8条 会員は次のような権利を有す。

1. 会員は本学会の催す各種の学術的会合に出席することが出来る。
2. 会員は本学会の発行する会誌の配布を受けることが出来る。
3. 会員は本学会の配信する動画サイトの限定閲覧権を一部有する。発行する会誌に投稿することができ、審査を経て掲載されることがある。

4. 会員は本会の研究発表会に講演申し込みすることができ、審査を経て発表することができる。

(本学会認定講師)

第 9 条 本学会の認定する認定講師とは、本学会の理念・目的に賛同し入会した本学会会員であり、かつ本学会の主宰する認定講師試験に合格し、別に定めるライセンス料を納め、本学会より「社会運勢学会認定講師」と認められた個人である。

(認定講師会員の資格の取得)

第 10 条 本学会認定講師になろうとする者は、本学会が主宰する認定資格試験を合格し、別に定めるライセンス料を支払った上、理事会の承認を受けなければならない。既納のライセンス料は、いかなる理由によってもこれを返還しない。

(ライセンス料)

第 11 条 本学会認定講師は、次のライセンス料を本学会に納めることでその資格を有するものとする。

認定管理料 ¥100,000 (税別) | 更新料(2 年毎) ¥35,000

(認定講師会員の権利)

第 12 条 本学会認定講師は次のような権利を有す。

1. 認定講師会員は本学会の催す各種の学術的会合に出席することができる。
2. 認定講師会員は本学会の発行する会誌の配布を受けることができる。
3. 認定講師会員は本学会の配信する動画サイトの限定閲覧権を一部有する。

4. 認定講師会員は本学会の発行する会誌に投稿することができ、審査を経て掲載されることができる。
5. 認定講師会員は本学会の研究発表会に講演申し込みすることができ、審査を経て発表することができる。
6. 認定講師会員は『一般社団法人社会運勢学会 認定講師』の名称を使用し、自己の主宰する講演の宣伝に利用することができる。
7. 認定講師会員は本学会ロゴを使用し、自己の主宰する講演の宣伝に利用することができる。

(任意退会)

第 13 条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。この場合、退会を申し出た日の属する事業年度までの年会費を納入するものとする。

(除名)

第 14 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会に出席した 4 分の 3 以上の賛成により、これを除名することができる。

1. 定款、会則およびその他の規則に違反したとき
2. 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. 公序良俗に反する行為を行ったとき
4. その他、除名すべき正当な事由があったとき

(会員資格の喪失)

第 15 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

2,次年度の会費を滞納し、催告をしたにも関わらず合理的な期間内に支払いをしないとき

3,当該会員が死亡し、または解散したとき

4,除名されたとき

#### 第4章 役員等

(役員及び監事の設置等)

第16条 本学会に、次の役員を置く

理事 5名以上15名以内

監事 2名

会計 1名

2,理事のうち、1名を代表理事とする。

3,理事のうち、5名を業務執行理事とし、専務理事とする。

4,本会の理事、及び監事は本会法人定款上の理事、及び監事でもある。

(役員の選任)

第17条 代表理事、専務理事は理事のうちから理事会において承認する。

2,理事および監事は会員のうちから理事会において承認する。

3,代表理事と専務理事および監事は互いに兼任することができない。

4,理事及び監事がその任期中に役員を退任し、または解任されたときは、代表理事の指名により会員の中より補欠として選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第18条 代表理事、専務理事及び理事は理事会を構成し、法令、本会法人定款、及び本会則で定めるところにより職務を執行する。

2,代表理事は法令、本協会定款、及び本会則で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行し、専務理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2,監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3,専務理事は各委員会と理事会との連携に努め、本会の運営を円滑に行えるようその業務を執行する。

(役員の任期)

第 20 条 代表理事、専務理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2,補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3,理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 21 条 理事又は監事は理事会の議決により解任することができる。理事又は監事は会員の資格を失ったときは退任するものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第 22 条 本学会の会長、専務理事、理事、監事は無報酬とする。また、役員を含む会

員に対する余剰金の分配は行わない。ただし本学会の用務のために要した費用は支弁する。

## 第 5 章 理事会

### (構成)

第 23 条 本学会に理事会を置く。

1. 理事会はすべての理事をもって構成し、必要あるごとに代表理事が招集しその議長となる。

### (権限)

第 24 条 理事会は次の職務を行う。

本学会の業務執行の決定

理事の職務の執行の監督

代表理事、専務理事、理事、監事の選定及び解散

### (招 集)

第 25 条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。

### (議 長)

第 26 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。
3. 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
4. 前項の規定は、第 24 条に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産および会計

(事業年度)

第 29 条 本学会の事業年度は毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 30 条 本学会の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 31 条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 貸借対照表および損益計算書の付属明細書

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会則、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

1. 監査報告

(余剰金)

第 32 条 本学会は、余剰金の分配を行うことができない。

(残余予算)

第 33 条 本会が精算する場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号の掲げる法人もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

1. 会費
2. 事業に伴う収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄付金品

## 5. その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 本学会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 36 条 本学会の経費は、資産をもって支弁する。

## 第 7 章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第 37 条 この会則は、会員総会の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 本学会は会員総会の 4 分の 3 以上決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 8 章 公告

(公告)

第 39 条 本学会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する。

## 第 9 章 事務局の設置

(事務局)

第 40 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長は理事会の同意を得て会長が委嘱し職員は会長が任免する。
4. その他事務局長及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

## 附 則

(施行細則)

第 41 条 この会則の施行について必要な細則は、会長が理事会の承認を得て、別に定めることが出来る。

(法令・定款の準拠)

第 42 条 本会則に定めのない事項は、すべて本学会法人定款、及び法令に従う。

1. 平成 28 年 9 月 15 日 一般社団法人設立登記日
2. この定款は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する